

令和8年1月27日

農林水産部農業基盤課 高橋・吉田  
(直通) 076-225-1639 (内線) 4746

## 「ツインブリッジのと」の通行止めについて

### 1. 趣 旨

現在、片側交互通行により暫定通行を行っている「ツインブリッジのと」（中能登農道橋）については、このたび、橋梁内部に敷設されている特殊ケーブルの移設工事が完了したことを受け、以下の期間に通行止めを実施し、橋げたを持ち上げる作業を行います。

### 2. 通行止め内容

通行止め期間：令和8年2月17日（火）～26日（木）10日間

通行止め区間：ツインブリッジのと L=800m（七尾市中島町長浦～能登島通町）

迂回路：能登島大橋（主要地方道七尾能登島公園線）

### 3. 周知方法

七尾市の広報により地域住民に周知を行うほか、石川県バス協会等の団体を通しての事前周知や「石川みち情報ネット」、県公報の活用、現地に通行規制看板を設置するなど、周知に努めます。

<参考> 「ツインブリッジのと」の位置図および迂回路



発注者：中能登農林総合事務所土地改良部

施行者：三井住友・戸田組・池田建設工業特定JV